

《登記されていないことの証明書の窓口申請方法》

【必要なもの】

1. 「登記されていないこと」の証明申請書

窓口にあります。

2. 収入印紙

1通につき300円です。法務局の庁舎内でも販売しています。

3. 来庁者（申請人または代理人）の本人確認資料

窓口にお越しの方の住所、氏名、生年月日が分かる書類（運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード等）を提示していただきます。

4. 委任状（代理人の方が申請される場合）

証明を受ける方が作成した委任状を持参していただきます。

★ 配偶者の方、四親等内の親族の方が申請する場合には、ご本人との関係が分かる戸籍謄本又は抄本（発行から3ヶ月以内のもの）が必要です。
なお、親族の方でも委任状を使って申請する場合は不要です。

★ 申請書・委任状は、「盛岡地方法務局」ホームページ→「法務局で交付している証明書（土地・建物・会社・成年後見など）のご案内です」（トップページの右上）からダウンロードすることができます。

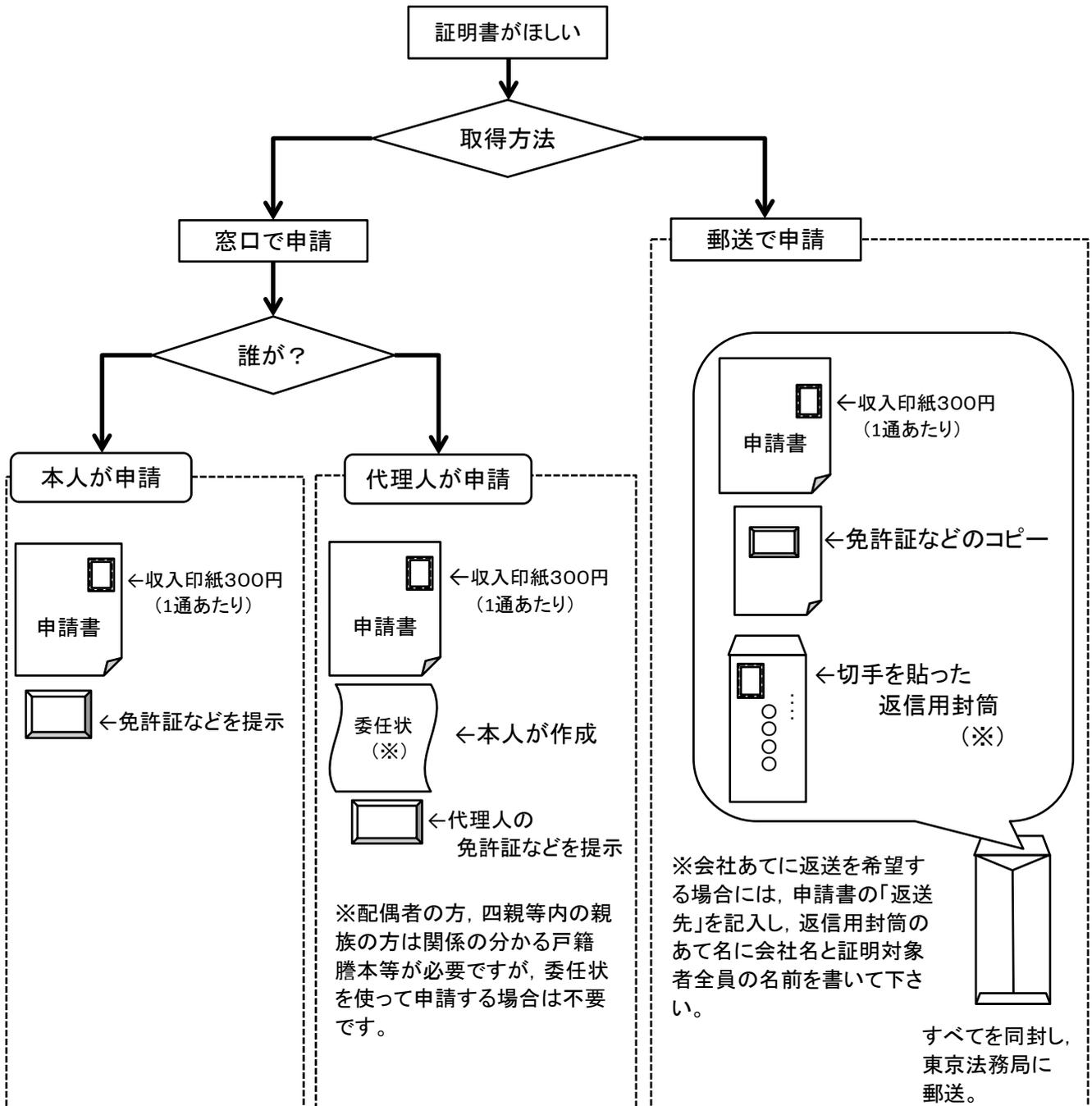
■■■くわしくは盛岡地方法務局戸籍課へお問い合わせください。■■■

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階
盛岡地方法務局戸籍課 ☎019-624-9856(直通)



ご注意ください！！

<< 平成23年12月26日（月）移転 >>



【申請先】
〒020-0045
岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15
盛岡第2合同庁舎 4F
盛岡地方法務局戸籍課

電話: 019-624-1141 (代表),
019-624-9856 (直通)

【送付先】
〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

電話: 03-5213-1234 (代表),
03-5213-1360 (直通)

証明書は、その場で発行します。

証明書は、約1週間後に届きます。